

令和7年 第2回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和7年2月26日(水) 9時00分
 場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（14件）

高農議第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(3)
 高農議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(3)
 高農議第6号 非農地証明願出のこと(1)
 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(1)
 報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理
 報告のこと(2)
 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理
 報告のこと(2)
 報告第8号 農業用施設設置届出のこと(1)
 報告第9号 受理通知書取消願出のこと(1)

○出席委員（14名）

1番	大濱 正則	2番	北野 保夫
3番	本庄 捨伸	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	野村 富夫
7番	北原 知子	8番	駒井 隆彦
9番	長谷川 巧	10番	松本 慶一
11番	松本 眞実子	12番	芦谷 博務
13番	杉田 住夫	14番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（2名）

事務局 主 幹	鵜鷹 一成
” 事務吏員	吉田 美紅

○出席市長部局（1名）

産業振興課 副主幹	尾塩 昌昭

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第2回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。
- 本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第4号～6号の7件、報告第5号～9号の7件、併せて14件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第2回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により
- 3番 本庄委員、及び 5番 前橋委員よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づき進めてまいります。
- 高農議第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第4号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請審議で、3件ございます。
- (高農議第4号 1番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。
- 番 事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。
- 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 続いて、申請番号2番について、事務局説明願います。
- 事務局 (高農議第4号 2番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、聞き取り調査の内容と小委員会の補足説明をお願いします。
- 番 申請地は、すでに譲受人が畑として耕作しています。申請地に農業用倉庫が建っていたため、先月の申請からは1か月遅れましたが、農業用施設設置届出を提出されたので承認していただきたいという事です。申請者は以前から自宅の宅地を畑として利用しています。また、地域の仲間と一緒に畑仕事やボランティア活動をしており、こども食堂や幼稚園に農作物を提供しているため問題ないと思います。小委員会では承認しました。
- 議 長 補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)

議 長
事務局
議 長
■番
議 長
各委員
議長
事務局
議 長
■番
議 長
■番
事務局
議 長
■番
議 長
■番
事務局
■番
事務局

続いて、申請番号3番について、事務局説明願います。
(高農議第4号 3番を読み上げる)
別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

事務局の説明が終わりましたので、聞き取り調査の内容と小委員会の補足説明をお願いします。

持分移転であり農作業に変化はないので問題ないと思います。小委員会では承認しました。

補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)
異議の声がありませんので、高農議第4号は承認されました。
続きまして高農議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
事務局説明願います。
高農議第5号は、農地法第5条第1項の許可申請で、3件ございます。
(高農議第5号 1番～2番を読み上げる)
別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。
補足説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

今後の農地の活用方法は決まっていますか。
申請地の隣接農地は、耕作予定です。
他にご意見、ご質問はございませんか。

(「異議なし」の声あり)
続いて、申請番号3番について、事務局説明願います。
(高農議第5号 3番を読み上げる)
別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。
事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。
他にご意見、ご質問はございませんか。
隣接ではなく、水路を挟んだ農地については、所有者の同意は不要ですか。
通常は必要ないですが、今回は水路の上を通路として使用するため、今回は水路を挟んだ農地の所有者にも同意をもらっています。

水路に蓋をしているため、上を通るのであれば、市に許可がいるのではないですか。水利と市に許可を取ってください。

申請地の真南は住所不明のため同意が取れていませんが、それ以外の周辺農地

■番
議 長
各委員
議 長

の同意は取れています。

同意が取れていない農地については、私から話します。

他にご意見、ご質問はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので高農議第5号は承認されました。

続きまして高農議第6号「非農地証明願出のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第6号は、非農地証明願出のことで、1件ございます。

(高農議第6号 1番を読み上げる)

■番
議 長

事務局の説明通りで問題ありません。小委員会では承認しました。

ご意見、ご質問はございませんか。

■番
事務局

20年以上経っていますか。

令和■年■第■号の判決確定証明によって時効取得し、平成14年4月9日頃から時効取得をしたと認められていますが、あくまでも土地の所有権についてであり、実際に建物が建ってから20年以上経過しているかは曖昧です。

■番
事務局

本来は農地にしないといけないですか。

本来は一度建物を潰して、農地にするのが正しい方法です。通常であれば転用の追認は可能ですが、建物が適法でなければ追認はできません。

■番

20年以上経過しているという裁判の決定を証拠として農会としては同意をしましたが、実際に申請地が非農地になってから実際に20年以上経過しているのかは疑問に思います。

事務局

確証は取れません。判決確定証明のみになるので、それを証拠として判断するかどうかです。添付書類としては認められますが、土地の所有権の移転については証明されているが、建物の建築についての拘束力を有するものではありません。

■番
事務局

添付書類については、申請地の建物のみの部分ですか。

はい。判決確定証明をもって、20年経過していると認めるのか、認めないのか。

■番
事務局

違法建築にしている部分については？

農業委員会としては農地自体の判断であり、建築物については別の部署の担当になりますが、違法性は残ります。説明をしなければ売主に責任がかかり、購入者の同意を得て売買した場合は購入者に責任がかかります。

■番
■番
■番
事務局

勝手に建物を建てていたら勝ちですね。

造成をしているときに無断転用だと気付いてすぐに指導できたらいいですが。

税金はいつから宅地になっていますか。

申請人の宛名になってから課税履歴が5年ほどしか経過していないため確認がとれません。

■番

申請者宛での課税は5年前からですが、それより前の人の課税状況も調べたらわかるのではないですか。

事務局

平成14年4月9日に農家住宅は建てられたと思いますが、その時に今回の申請

議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員 なし
議 長 続きまして報告第6号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局 報告第6号は農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、2件ございます。
(報告第6号、1～2番を読み上げる)
議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員 なし
議 長 続きまして報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局 報告第7号は農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、2件ございます。
(報告第7号、1～2番を読み上げる)
議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員 なし
議 長 続きまして報告第8号「農業用施設設置届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局 報告第8号は農業用施設設置届出のことで、1件ございます。
(報告第8号、1番を読み上げる)
議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員 なし
議 長 続きまして報告第9号「受理通知書取消願出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局 報告第9号は受理通知書取消願出のことで、1件ございます。
(報告第9号、1番を読み上げる)
議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員 なし
議 長 以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前11時00分

議事録署名委員

本庄 捨伸 委員

前橋 瑞紀 委員

